

審査請求書

令和 8 年 9 月 2 日

国立教育政策研究所長 殿

審査請求人 NPO 法人 読み継ぐ書物のアクセシブル図書館

理事長 沖田 克夫

住所

E-mail

第 1 審査請求の趣旨

令和 8 年 7 月 27 日付け行政文書開示決定（8 教研学力第 21 号）のうち、中学校英語の非公開問題を不開示とした部分及び開示実施手数料に関する部分について、次のとおり変更を求める。

- A) 中学校英語の非公開問題について、問題内容そのものを明らかにしない方法で部分開示すること。
- B) 開示実施手数料について、電子データを合理的な方法により交付した場合の手数料により、改めて開示を実施すること。

第 2 審査請求の理由

1 中学校英語の非公開問題について部分開示が可能であること

本件請求は、令和 8 年度の全国学力・学習状況調査 CBT 問題（通常版及びすべての配慮版）の電子データ（XML 文書、画像、動画、音声、スタイルシート、JavaScript プログラム等）の開示を求めたものである。

本件決定では、中学校英語の調査において出題した非公開問題について、次回以降の調査に出題するため、これを開示すると問題情報が公になることで調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 6 号ハに該当するとして不開示としている。

しかし、審査請求人は、次回以降に出題される可能性のある問題の内容そのものを公開することを求めるものではない。問題内容を秘匿したまま、CBT 問題の情報アクセシビリティを検証するために必要な情報を残す方法による部分開示を求める。

具体的には、次の方法による開示を求める。

- A) XML 文書等に含まれる、受検者に表示される問題文及び選択肢等の文字については、文字数を維持したまま各文字を「■」等の代替文字に置換して差し支えない。ただし、XML 文書の要素構造、属性その他のマークアップは維持すること。
- B) 画像については、問題内容が判明する部分を黒塗りするなどして差し支えない。ただし、各画像について、黒塗りされた部分に含まれていた文字数を示すこと。

この方法によれば、問題文や選択肢の内容、画像に含まれる問題情報を公開することなく、テキストとして提示されている文字数、画像として提示されている文字数、XML 文書の構造、代替テキスト等の有無を調査することができる。したがって、問題情報の秘匿と、情報アクセシビリティの検証可能性を両立することができる。

実際に、京都府の MEXCBT 問題の情報公開では、XML 文書中の表示文字を「■」に置換し、画像については内容を秘匿しつつ画像ごとの文字数を示す方法による情報提供が行われている。本件においても、同様の方法による部分開示が可能である。

2 開示実施手数料の算定方法が著しく不合理であること

本件決定では、開示対象を 901 ファイルとして、電子データを CD-R に複写したものの交付について 189,010 円、DVD-R に複写したものの交付について 189,030 円の開示実施手数料が示されている。

MEXCBT では、一回のテストは ZIP ファイルを単位として管理されている。北海道、京都府及び千葉県 of MEXCBT テスト問題の開示結果からも、電子データを ZIP ファイル単位で取り扱い、交付することが技術的に可能であることが確認できる。

しかし、本件では、ZIP ファイル単位ではなく、その内部の XML 文書、画像、スタイルシート、JavaScript 等の構成ファイルを個々のファイルとして数え、901 ファイルを基礎として開示実施手数料を算定したものと考えられる。

3 他の行政機関における MEXCBT 問題の開示との比較

同種の MEXCBT 問題について、北海道、京都府及び文部科学省では、より低廉な方法で電子データの交付が実施されている。

行政機関・対象	開示に要した又は示された金額
北海道	730 円
京都府	220 円
文部科学省（千葉っ子チャレンジ 100）	29,830 円
国立教育政策研究所（本件、CD-R）	189,010 円

北海道及び京都府では、本件より多数の QTI 関連ファイルを含む MEXCBT 問題について、ZIP ファイルをまとめて電子媒体に複写する方法により、千円以下の費用で交付されている。文部科学省による千葉っ子チャレンジ 100 の開示でも、問題別の ZIP ファイルを電子データとして交付する方法が採られている。

本件のみ、構成ファイルの個数を基礎として約 18 万 9 千円の手数料を算定する合理的理由は、本件決定通知書には示されていない。ZIP ファイル等の合理的な管理・交付単位を用いて電子データを交付することを前提として、開示実施手数料を改めて算定すべきである。

第 3 結論

上記のとおり、中学校英語の非公開問題については、問題内容を秘匿しながら情報アクセシビリティの検証に必要な情報を残す方法による部分開示が可能である。

また、本件開示実施手数料は、電子データの合理的な交付方法を前提として算定されたものとは認められない。

よって、令和 8 年 7 月 27 日付け行政文書開示決定（8 教研学力第 21 号）のうち、中学校英語の非公開問題を全部不開示とした部分を変更し、上記の方法による部分開示を行うとともに、開示実施手数料に関する部分を取り消し、MEXCBT の管理単位を踏まえた合理的な方法による交付を前提として、改めて開示実施手数料を決定することを求める。